

# 東証一斉連絡



2020年5月1日  
株式会社 東京証券取引所  
上 場 部

## 上場廃止に係る猶予期間入りについて

下記のとおり、上場廃止に係る猶予期間に入ることとなりますので、お知らせします。

記

1. 銘柄 日本製麻株式会社 株式 (コード: 3306、市場区分: 市場第二部)  
株式会社誠建設工業 株式 (コード: 8995、市場区分: 市場第二部)
2. 猶予期間 2020年5月1日（金）から2021年6月30日（水）まで  
(注1) ただし、2020年12月31日（木）までに事業計画改善書を提出しなかった場合には、  
2020年5月1日（金）から2020年12月31日（木）まで
3. 理由 2020年4月の時価総額（注2）が、上場廃止基準に定める所要額（10億円）未満とな  
ったため（有価証券上場規程第601条第1項第4号a本文）

(注1) 新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、本年8月末までに上場廃止基準に抵触した上場会社について、事業計画改善書の提出期限を本年12月末まで延長し、この場合における上場廃止に係る猶予期間を、2021年6月末までとしています。

(注2) 時価総額は、月末時価総額と月間平均時価総額の両方について所要額を満たす必要があります。

以上